

熊取町議会委員会会議録

〔令和5年12月定例会〕

議会運営委員会

総務文教常任委員会

事業厚生常任委員会

熊 取 町 議 会

目 次

〔議会運営委員会（11月30日）〕

令和5年12月熊取町議会定例会の運営について	1
その他	4

〔議会運営委員会（12月13日）〕

令和5年12月熊取町議会定例会における追加議案の取扱いについて	5
その他	6

〔総務文教常任委員会〕

議案第83号 一般職職員給与条例の一部を改正する条例	14
質 疑	14
採 決	14
議案第84号 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例	14
質 疑	14
採 決	14
議案第85号 常勤特別職職員給与条例の一部を改正する条例	15
質 疑	15
採 決	15
議案第86号 議会議員報酬等条例の一部を改正する条例	15
質 疑	15
採 決	15
議案第88号 指定管理者の指定（熊取町立総合体育館及び熊取町立町民グラウンド）について	15
質 疑	15
採 決	16
議案第90号 令和5年度熊取町一般会計補正予算（第10号）	16
質 疑	16
採 決	27

〔事業厚生常任委員会〕

請願第1号 加齢性難聴者の補聴器購入の公的助成等を求める請願書	29
趣旨説明	30
質 疑	31
採 決	35
議案第87号 指定管理者の指定（熊取町立老人福祉センター）について	35
質 疑	35
採 決	36
議案第89号 町の区域の変更について	37
質 疑	37
採 決	37
議案第91号 令和5年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）	37
質 疑	37
採 決	38

議案第92号	令和5年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	38
	質 疑	38
	採 決	38
議案第93号	令和5年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第3号）	38
	質 疑	38
	採 決	38
議案第94号	令和5年度熊取町下水道事業会計補正予算（第1号）について	38
	質 疑	38
	採 決	39

議 会 運 営 委 員 会

議 会 運 営 委 員 会

月 日 令和5年11月30日（木曜）招集

場 所 熊取町役場議場

出席委員	委員長	坂上昌史	副委員長	坂上巳生男
	委員	文野慎治	委員	田中豊一
	委員	大林隆昭	委員	矢野正憲
	委員	渡辺豊子		

欠席委員 なし

説明員	町長	藤原敏司	副町長	南和仁
	総合政策部長	東野秀毅	総務部長	藤原伸彦
事務局	議会事務局長	林利秀	書記	阪上高寛

付議審査事件

- 1) 令和5年12月熊取町議会定例会の運営について
- 2) その他

委員長（坂上昌史君）皆さん、おはようございます。

本日は、令和5年12月熊取町議会定例会の運営についてご審議いただくため、ご参照をお願いしたところでございます。

なお、本日の審議に当たりましては、議会委員会条例第19条の規定により、町長ほか関係職員の出席を求めています。

ただいまの出席委員は7名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから議会運営委員会を開会いたします。

（「10時00分」開会）

委員長（坂上昌史君）発言される方は、挙手の上、着座で、マイクの赤いランプが点灯した後に発言いただきますようお願いいたします。

初めに、12月定例会に提案されます議案について説明を求めます。藤原総務部長。

総務部長（藤原伸彦君）それでは、令和5年12月議会定例会にご提案させていただきます案件につきまして説明いたします。順序につきましては、議会の進行に基づき説明いたします。

4ページをご覧ください。

下段、行政報告事項でございます。件数は1件でございます。

損害賠償に係る専決処分報告につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により、議会において町長の専決処分対象として指定している事項のうち、損害賠償に関する専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

2ページをご覧ください。

予定議案についてご説明いたします。件数は全部で13件でございます。

1件目の固定資産評価審査委員会委員の選任同意につきましては、固定資産評価審査委員会委員の大上明子氏の任期が令和6年1月31日付で満了いたしますので、同氏の再任について、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

2件目の一般職職員給与条例の一部を改正する条例につきましては、令和5年8月7日付人事院勧告に伴い、本町の一般職職員の給与の改定を行うため、一部改正条例案を提出するものでございます。

3件目の一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、令和5年8月7日付人事院勧告に伴い、本町の一般職職員の給与の改定を行うことに併せて、一般職の任期付職員の給与の改定を行うため、一部改正条例案を提出するものでございます。

4件目の常勤特別職職員給与条例の一部を改正する条例につきましては、令和5年8月7日付人事院勧告に伴い、一般職職員の給与改定を行うことに併せて、町長を除く常勤特別職の期末手当の支給月数を0.1月引き上げるため、一部改正条例案を提出するものでございます。

5件目の議会議員報酬等条例の一部を改正する条例につきましては、令和5年8月7日付人事院勧告に伴い、一般職職員の給与改定を行うことに併せて、議会議員の期末手当の支給月数を0.1月引き上げるため、一部改正条例案を提出するものでございます。

6件目の指定管理者の指定（熊取町立老人福祉センター）につきましては、指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

7件目の指定管理者の指定（熊取町立総合体育館及び熊取町立町民グラウンド）につきましては、指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

8件目の町の区域の変更につきましては、大久保南1丁目及び2丁目の境界付近における土地利用形態の変更に伴い、町の区域の変更を行うため、地方自治法第260条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

9件目の令和5年度熊取町一般会計補正予算（第10号）につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億6,852万9,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ173億1,591万6,000円と定めるものでございます。主な補正内容は、人事院勧告に伴う人件費、公定価格の増加及び低年齢児の増加による施設給付費などの補正でございます。

10件目の令和5年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ312万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ48億9,067万3,000円と定めるものでございます。主な補正内容は、人事異動等に伴う職員給与関係事業費及び郵便料金の改定に伴う通信運搬費などの補正でございます。

11件目の令和5年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ281万5,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億2,674万1,000円と定めるものでございます。主な補正内容は、人事異動に伴う人件費の執行見込み増額に伴う職員関係事業費、後期高齢者集団健診の受診見込み者数増による健診委託料などの補正でございます。

12件目の熊取町介護保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ892万7,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42億2,381万円と定めるものでございます。主な補正内容は、人事異動及び人事院勧告実施に伴う人件費、システム改修経費などの補正でございます。

13件目の令和5年度熊取町下水道事業会計補正予算（第1号）につきましては、収益的支出の既決予定額に4,822万3,000円を増額、資本的支出の既決予定額に25万7,000円を増額するものでございます。主な補正内容は、人事異動及び人事院勧告に伴う人件費、令和4年度決算確定に伴う繰入金金の精算などの補正でございます。

3ページのほうをご覧ください。

最後に現時点での追加予定議案は、国民健康保険条例の一部を改正する条例、工事請負変更契約の締結について（仮称）熊取町公民館・町民会館整備工事、令和5年度熊取町一般会計補正予算（第11号）を予定しております。

以上で、令和5年12月議会定例会にご提案させていただきます案件についての説明を終わらせていただきます。

委員長（坂上昌史君）ただいま説明がありました議案について、質疑があれば承ります。質疑ありませんか。田中委員。

委員（田中豊一君）説明いただいたんですけども、指定管理者の案件6、7というのはあるんですけども、分かれば、相手先というか、指定先を教えてください。

委員長（坂上昌史君）藤原総務部長。

総務部長（藤原伸彦君）本来、上程する日にご提案させていただくべきものと思いますが、内容については分かりますので、ご答弁させていただきます。

まず、老人福祉センターについては、熊取町社会福祉協議会でございます。総合体育館及び町民グラウンドにつきましては、セントラルスポーツ株式会社でございます。

以上でございます。

委員長（坂上昌史君）ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑終わります。

次に、本定例会の会期についてを議題といたします。

12月定例会の会期については、別紙日程表（案）のとおり、12月6日から12月19日までの14日間といたします。

本会議の開催については、12月6日、7日、8日及び19日の4日間といたします。

常任委員会については、事業厚生常任委員会を12月13日に、総務文教常任委員会を12月15日にそれぞれ開催いたします。

また、第2回目の議会運営委員会を12月13日に、議員全員協議会を12月15日にそれぞれ開催いたします。

以上のとおり、令和5年12月熊取町議会定例会の会期及び会議日程を決定したいと思いますが、これに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

それでは、会期及び会議日程については、そのようにさせていただきます。

次に、一般質問の順番につきましては、お手元に配付のとおりであります。11月28日、全ての通告が出された後、議長によるくじ引で決定いたしました。

次に、議事の運営であります。

まず、日程第4 議案第82号 固定資産評価審査委員会委員の選任同意についての件は、委員会付託を省略し、本会議で審議させていただきます。

次に、日程第5 議案第83号 一般職職員給与条例の一部を改正する条例の件、日程第6 議案第84号 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の件、日程第7 議案第85号 常勤特別職職員給与条例の一部を改正する条例の件、日程第8 議案第86号 議会議員報酬等条例の一部を改正する条例の件、日程第10 議案第88号 指定管理者の指定（熊取町立総合体育館及び熊取町立町民グラウンド）についての件及び日程第12 議案第90号 令和5年度熊取町一般会計補正予算（第10号）の件、以上の6件は総務文教常任委員会に付託し、審議をしていただきます。

次に、日程第9 議案第87号 指定管理者の指定（熊取町立老人福祉センター）についての件、日程第11 議案第89号 町の区域の変更についての件、日程第13 議案第91号 令和5年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の件、日程第14 議案第92号 令和5年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の件、日程第15 議案第93号 令和5年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第3号）の件、日程第16 議案第94号 令和5年度熊取町下水道事業会計補正予算（第1号）についての件及び日程第17 請願第1号 加齢性難聴者の補聴器購入の公的助成等を求める請願書の件、以上7件は事業厚生常任委員会に付託し、審議をしていただきます。

以上のとおり、令和5年12月定例会の運営を行うことについて、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

それでは、令和5年12月熊取町議会定例会の運営については、以上のとおり決定いたします。

ここで、理事者の皆様方にはご退席をお願いします。お疲れさまでした。

(理事者退席)

委員長（坂上昌史君）次に、意見書の取扱いについてでございますが、意見書・要望書等受付一覧をご覧ください。

意見書につきましては、5件提出されております。

渡辺議員から、認知症との共生社会の実現を求める意見書（案）、食品ロス削減への国民運動のさらなる推進を求める意見書（案）、医療・介護・障がい福祉分野における処遇改善等を求める意見書（案）、坂上巳生男議員から、保育士の配置基準の抜本的な見直しと処遇改善を求める意見書（案）、健康保険証の存続を求める意見書（案）、以上の5件でございます。

この意見書について、各会派に持ち帰り、審議をしていただき、次回12月13日の議会運営委員会で意見を提出していただきます。

ほか、要望書等についての紹介は省略いたします。

以上で、令和5年12月熊取町議会定例会の運営に関する事項を終了いたしますが、ほかにあれば承ります。何かございますか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、これをもって議会運営委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

(「10時14分」閉会)

以上の委員会の次第は議会事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

議会運営委員会委員長

坂上昌史

議 会 運 営 委 員 会

月 日 令和5年12月13日（水曜）招集

場 所 熊取町役場議場

出席委員	委員長	坂上昌史	副委員長	坂上巳生男
	委員	文野慎治	委員	田中豊一
	委員	大林隆昭	委員	矢野正憲
	委員	渡辺豊子	議長	河合弘樹

欠席委員 なし

説明員	町長	藤原敏司	副町長	南和仁
	総合政策部長	東野秀毅	総務部長	藤原伸彦
事務局	議会事務局長	林利秀	書記	阪上高寛

付議審査事件

- 1) 令和5年12月熊取町議会定例会における追加議案の取扱いについて
- 2) その他

委員長（坂上昌史君）皆さん、こんにちは。

本日は、令和5年12月熊取町議会定例会における追加議案についてご審議いただくため、ご参集をお願いしたところでございます。

なお、本日の審議に当たりましては、議会委員会条例第19条の規定により、町長ほか関係職員の出席を求めています。

ただいまの出席委員は7名であります。定足数に達しておりますので、これより議会運営委員会を開会いたします。

（「13時30分」開会）

委員長（坂上昌史君）発言される方は、挙手の上、着座でマイクの赤いランプが点灯した後に発言していただきますようお願いいたします。

なお、ただいま空調機器の不具合により、議場内において暖房が効かない状態になっております。重ね着等、服装に工夫をするなど、各自寒さ対策を行っていただき、体調管理に十分気をつけるようお願いいたします。

それでは、本定例会に提案されます追加議案について説明を求めます。藤原総務部長。

総務部長（藤原伸彦君）それでは、令和5年12月熊取町議会定例会に追加議案として提案させていただきます案件についてご説明いたします。

2ページの追加予定議案の欄をご覧ください。

追加議案は4件です。

1件目の手数料条例の一部を改正する条例につきましては、戸籍法の一部を改正する法律の一部が改正され、戸籍謄本等の広域交付制度及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行制度が設けられるなど、戸籍制度について所要の整備が行われるため、一部改正条例案を提出するものでございます。

2件目の国民健康保険条例の一部を改正する条例につきましては、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、令和6年1月1日から国民健康保険の出産被保険者に係る産前産後期間の保険料が減額される措置が講じられるため、一部改正条例案を提出するものでございます。

3件目の工事請負変更契約の締結について（（仮称）熊取町公民館・町民会館整備工事）につきましては、当該工事において、工事請負変更契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び要議決契約等条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

4件目の令和5年度熊取町一般会計補正予算（第11号）につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6億1,079万1,000円を増額補正するものでございます。主な補正内容は、重点支援地方交付金を活用した物価高騰対策、国補正による社会保障・税番号制度システム整備費などの補正でございます。

以上で、令和5年12月熊取町議会定例会にご提案させていただきます追加議案についての説明を終わらせていただきます。

委員長（坂上昌史君）ただいま説明がありました議案について、質疑があれば承ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本4件につきましては、12月19日の本定例会最終日に追加議案として上程し、委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

それでは、本4件については追加議案として上程し、委員会付託を省略し、本会議で審議をしていただきます。

ここで、理事者の皆様にはご退席をお願いいたします。お疲れさまでございました。

（理事者退席）

委員長（坂上昌史君）次に、先日持ち帰っていただきました意見書案5件についてご意見をいただきます。お手元に配付しております意見書一覧の順に審議いたします。

まず、1件目の認知症との共生社会の実現を求める意見書（案）について、補足説明ありますか。

（「なし」の声あり）

次に、ご意見を承ります。ご意見等はありませんか。坂上巳生男副委員長。

委員（坂上巳生男君）今回、認知症との共生社会の実現を求める意見書（案）ということで提案されておりますが、ここにも書かれておりますように、6月に成立した共生社会の実現を推進するための認知症基本法の施行に向けて、国に対して、こういうことを実施していただきたい、心がけていただきたいという内容の意見書であろうと思います。

国会で成立したこの認知症基本法については、これは、我々共産党のほうも賛成しておりますし、これを推進していくということについては非常に重要なことであろうと認識しております。

この意見書（案）文を見せていただきました。内容的には、基本的に同意するものでありますが、若干、文言についてお尋ねしたい点がありますので、質問させていただきたいと思います。

項目の2番目のところに「地方自治体への支援の強化」とありますが、3行の文章の中で、「また、各自治体が主体的に実効性の高い施策を自在に展開するために、自由度の高い事業展開と予算措置のあり方を検討すること」とございます。この後半の「自由度の高い事業展開と予算措置のあり方を検討すること」、この点について、ご説明願えますでしょうか。

委員長（坂上昌史君）渡辺委員。

委員（渡辺豊子君）ちょっと、細かな点を指摘されますとあれなんです、それぞれ認知症施策推進計画を策定していくのが努力義務になっておまして、その分を計画を作成する中で、やっぱりそれぞれの自治体の状況等違いますので、その辺のところ、自由に展開できるようにというような内容かと思いますが、地方自治体におきましては、共生社会の実現を推進するために必要な認知症に対する正しい知識、また認知症の人に関する正しい理解を深め、共生社会の実現に寄与するよう努め

るというふうに自治体の責務というものがその基本法の中で書かれております。

その中で、それぞれの保健医療、また福祉サービスの提供者、生活基盤サービス提供事業者への責務も規定しておりますが、その中でやっぱり財政的にも必要な措置というものも国のほうは措置してくださいよというところで、措置することによりまして、本当にその自治体が自由に、自由度の高い事業展開できるということかと思うんですが、具体的にどういった内容をというところまではちょっと、申し訳ないですが。

委員長（坂上昌史君）よろしいですか。坂上巳生男副委員長。

委員（坂上巳生男君）はい、大体分かりました。

自治体が、施策といいますか、計画を決めて事業展開していくわけですけども、自治体のその計画については自由度を持たせて、自由にやっていかせてほしいと。その代わり、予算、お金については国からあまりごちゃごちゃ言わずに、お金はちゃんと降ろしてくださいよと、そういうことですね。そういうふうに理解しております。

それは、非常に大事なことであろうと思います。具体的に、認知症基本法に沿った計画を進めていくためには、やはり自治体としては財源、お金が必要になってきますよね。それは、今の介護保険制度の枠内で十分保障されているとも限りませんので、やはりこの認知症基本法に沿った計画を自治体が立てて、それを実行していくためには、また新たな財源が必要になってくるかと思っています。そういう点は、この意見書の文言の中にきちんと位置づけられているという理解をいたしました。

あと、細かい点でいろいろとまだまだ分かりにくい点もあるんですけども、ここに書かれてある内容は、基本的にこれまでいろんなところで、かつて、この議会でも提案した意見書の中に書かれていたこともありますし、より総合的に認知症施策の推進ということで、総合的に網羅した内容になっているかなと思います。全て重要なことかと思しますので、賛成したいと思います。

委員長（坂上昌史君）ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

反対者がいませんので、追加議案として上程することにいたします。

次に、2件目の食品ロス削減への国民運動のさらなる推進を求める意見書（案）について、補足説明はありますか。

（「なし」の声あり）

次に、ご意見を承ります。ご意見はありませんか。坂上巳生男副委員長。

委員（坂上巳生男君）これも質問なんですけれども、質問というか、この食品ロス削減への国民運動のさらなる推進を求める意見書なんですけども、2項目目の「食品ロス削減に繋がる小分け包装等の拡大」、これについては、現実、小分け包装というのも最近は割と進んでいるようにも思うんですが、一方で、ちょっと気になる点なんですけれど、その小分け包装ということで、ちょっとずつ使えるようにしていくということは、それはそれでいいと思うんですが、一方で、小分け包装することで包装のプラスチックごみが増えるのではないかなという懸念もあるんですが、そういう点はどういうふうに考えておられますか。

委員長（坂上昌史君）渡辺委員。

委員（渡辺豊子君）今、小分け包装につきまして、プラだけではなくて、もう少し工夫された容器というものもあります。可燃ごみ的な、そういったものもあるかと思ひますし、自分で持っていく、そういったこともできるかなというふうに思っておりますが、その辺のところは、やっぱり環境にいい対策というところで、また事業者もいろいろ工夫もされているかと思ひますので、包装の改善、工夫というところの促進というところがそれになるかなというふうに思ひます。

委員長（坂上昌史君）よろしいですか。ほかにありませんか。坂上巳生男副委員長。

委員（坂上巳生男君）もう一点、これも微妙なところなんですけども、3項目目の「在庫食品や未利用食品の寄付の普及拡大」というところで、「食品ロス防止のため、子ども食堂・子ども宅食、フードバンク等へ、企業等からの在庫食品の寄付促進」云々とあるんですが、この子ども食堂やフードバン

クなどへの寄附について書かれてある文章の冒頭に「食品ロス防止のため」というふうになって、そういうふうに文章がつながっていくと、食品ロス防止のために子ども食堂やフードバンクをやっているわけではないんだけどなという、そういう感じもするんですね。もちろん、文末のほうで「『もったいない』と『おすそわけ』の好循環をつくり」ということも書かれてはいるんですが、ちょっと食品ロス防止と子ども食堂などを単純に結びつけたような感じも見受けるので、もうちょっと何か文章表現ないのかなというふうに思ったんですが、自分で、じゃ、この文章をどう改善したらいいのかなと考えたんですけど、なかなかいいのが思い浮かばないんですけど、ちょっとそういう感想を持ちました。

具体的に文言の修正案が思い浮かんだというわけではないんですが、意見として言わせていただきます。反対というわけではございませんが。

委員長（坂上昌史君）ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

反対者がいませんので、追加議案として上程することにいたします。

次に、3件目の医療・介護・障がい福祉分野における処遇改善等を求める意見書（案）について、補足説明はありますか。

（「なし」の声あり）

ないですか。

次に、ご意見等を承ります。ご意見等ありませんか。坂上巳生男副委員長。

委員（坂上巳生男君）これも質問ですが、3項目めの「公営住宅の空き家の『地域対応活用』を促進すること」とございますが、この地域対応活用ということについて説明いただけますか。

委員長（坂上昌史君）渡辺委員。

委員（渡辺豊子君）公営住宅の地域対応活用というのが、国土交通省のほうでそういう事業を展開というか、やっております、地方分権改革推進委員会からの勧告の趣旨を踏まえて、各地方自治体が地域の実情を勘案し、若年単身世帯やU・J・Iターンにより地域に居住しようとする者等に対して、公営住宅ストックを弾力的に活用できるよう措置するというふうな事業を行っております。

だから、そういった空き公営住宅につきまして、そういった若年世帯が利用できるように、居住できるように措置してもいいですよという、そういうことになっておりまして、そういうものを利用してはどうかということでありまして、大阪府の大東市でもそういうことを、高齢者の見守り等を含めたコミュニティの活用化ということで、大学生の住居としてそういった公営住宅を提供することによって高齢者の見守り活動にもなるということで、そういった事業も、今、申請しております、住宅困窮の中小企業の従業員という形の住宅、すみません、大阪府の大東市につきましては、中小企業の事業者の社宅という形でそういった公営住宅を提供するというをやっております、そういうことに使えるということ、介護や障がい福祉とか、そういった専門職の方もそれと同じように高齢社会を支えるという必要な人材であるので、公営住宅の空き家をそういった専門職の方にも活用できるような、そういった措置をしてほしいという、そういうことを要望させていただきます。

委員長（坂上昌史君）よろしいですか。ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

反対者がいませんので、追加議案として上程することにいたします。

次に、4件目の保育士の配置基準の抜本的な見直しと処遇改善を求める意見書（案）について、補足説明はありますか。

（「なし」の声あり）

次に、ご意見等を承ります。ご意見等はありませんか。渡辺委員。

委員（渡辺豊子君）この分につきまして、内容はよく分かるんですが、今、この保育基準につきまして、国のほうで、こども未来戦略という方針が打ち出されて、こども家庭庁のほうで閣議決定している

んですけれども、この配置基準、1歳児及び4、5歳児の職員配置基準につきまして、1歳児は6対1から5対1へ、4、5歳児は30対1から25対1へと改善するというふうに打ち出されておまして、この意見書は内容ちょっと違うのではないかなということで、ちょっと賛成しかねます。

委員長（坂上昌史君）坂上巳生男副委員長。

委員（坂上巳生男君）今、渡辺委員がおっしゃったように、1歳児と4、5歳児について、配置基準を見直しするという方針が示されているとしても、正確に言えば配置基準はまだ見直されていないわけですから、そういう方向性が示されていたとしても別に何ら問題ないと思うんですけれども、だからそれを確実にやってくださいよ、また1歳児と5歳児の見直しだけではまだまだ不十分ですよということもありますので、国が一定の見直しをし始めているからといって、この文言は何ら問題ないと思いますが。

委員長（坂上昌史君）渡辺委員。

委員（渡辺豊子君）それなら、ちょっとそういうふうに、国が今そういう方針を打ち出していますがという形で内容を書いたほうが、これやったら全然、何も国のほうの方針、今、そういった閣議決定されているという、そういった状態も何の説明もなく、もう75年前からずっとそのままということになって解釈されてしまうのではないかなというふうに思いますので、ちょっとまた修正、その分のところはちょっと、やっぱり賛成しかねない理由です。

保育士の処遇改善につきましても、公定価格の引上げということですが、これにつきましても、これも今、国のほうで公定価格の引上げ、月9,000円でしたかね、何か上げた分があったかと思うんですが、その分についても、今、ちょっと国のほうがこの3年間かけて、人勤についてもそうですけれども、今回の公定価格、人勤の人件費の改定につきましても、保育所、幼稚園、認定こども園等に従事する職員について、令和5年人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定の内容に準じた保育士、幼稚園教諭等の処遇改善を行うということで、そういった公定価格の見直しについても打ち出されておりますので、この分につきましてもやっぱりちょっと違うのかなというふうに思います。

委員長（坂上昌史君）特によろしいですか。坂上巳生男副委員長。

委員（坂上巳生男君）何か文言の修正したら賛成していただけるとかいうことでしょうか。

委員長（坂上昌史君）渡辺委員。

委員（渡辺豊子君）どのような文言になるんでしょうか、2つとも変えられるんですか。

委員長（坂上昌史君）坂上巳生男副委員長。

委員（坂上巳生男君）ちょっと、今、2か所もおっしゃられたんで、ちょっと文言修正となるとかなり時間かかりそうで、ちょっと今回は難しいかなというふうにも感じます。

また、国の動向を踏まえた上で、さらにもし必要であれば、次の議会で提案させていただくということにしましょうか。

委員長（坂上昌史君）意見が一致しないので、上程しないことといたします。

次に、5件目の健康保険証の存続を求める意見書（案）について、補足説明はありますか。

（「なし」の声あり）

次に、ご意見等を承ります。ご意見等ありませんか。渡辺委員。

委員（渡辺豊子君）すみません。この分につきましても、今日、ちょうどマイナンバー保険証につきまして、国のほうの調査結果等出ていたみたいなんですけれども、来週を決定に、今の紙媒体の保険証を廃止するということがという方向でいくということがありましたが、いろいろ調査した結果、そういうふうになったというふうにあったんですけれども、このマイナ保険証につきまして、資格確認書というものを、これも一応発行するというところで、最初は申請者ということやったんですが、全ての方に資格確認書を出すというところで、経費がかかるのではないかと、自治体の作業量が増えるんじゃないかと、膨大なものになるのではないかとというふうに意見書あるんですが、具体的にどのくらいの作業量が増えて、経費が膨大になるのかというところは分かりますか。

委員長（坂上昌史君）坂上巳生男副委員長。

委員（坂上巳生男君）いや、それは正確なところは分かりませんが、いろんな各種団体のこういう意見表明しているホームページ上とかで見られる文章などを拝見しますと、保険医団体とか様々な関連する団体からそういう意見表明の文書が出ているんですが、そういう中にこういうふうにかかれております。

実際、既に可決されている意見書の中でもこういうふうなことも言われておりますし、実際問題として作業量が増えることは確かであると思います。

それと、資格確認書が発行されるからそれでいいじゃないかというものなんですけれども、それだったらもう保険証を存続すればそれこそ済む話なんですよね。

マイナンバーカードによるマイナ保険証、それはそれでいいとしても、マイナンバーカードを取得しない人もいるわけなんですから、現在のところ、法律上はマイナンバーカード取得は任意であるというふうに位置づけられておりますので、マイナンバーカードを持たない人について、資格確認書がなければ保険診療を受けられないというのはおかしな話で、今までどおりの保険証はそのまま存続するというふうにしてあげればいいのではないかとこのように思います。

様々な意見はありますけれども、当面、マイナンバーカードによる様々なトラブルが落ち着くまでは今の保険証はそのまま存続するというのでいいんじゃないかというのが大多数の意見になってきているように思います。

そういうところから、ぜひ、この意見書は賛同願いたいなと思っております。

委員長（坂上昌史君） 渡辺委員。

委員（渡辺豊子君） 今、ここにある反対の理由は、実務を伴う自治体の作業量や経費は膨大というふうに書かれてあるので、その理由ではちょっとなかなか理解できないかなというふうに思っております。

このマイナ保険証は、なぜ作るかといったら、正確なデータに基づいて診療、薬の処方が受けられるというのと、そして支払いで窓口での限度額以上の医療費を一時払いしなくても済むという、そういったメリットも、マイナンバーカードを活用することによって正確な医療や治療を受けられるというところ、二重の無駄な薬の処方とかそういうこともなくなるというところで、どこでもちゃんと正確なデータに基づいて診療を受けられるというところのメリットというものがあまして、それをしっかりと国民の皆さんにまだまだ説明し切れていないという、そういったところがあるので、そういった説明もしっかりしながら、まずはその資格確認書も利用していただき、マイナンバー保険証がないから保険診療を受けられないということもないということです、そういったところも理解しておりますので、公明党といたしましては、今、この、ICTじゃないわ、すみません、言葉がちょっと出てこなくなりました、このカードの社会、デジタルのそういった社会を築いていく中で、今、必要なこういう施策になってきているのかなというふうに思っておりますので、この分につきましては賛成できません。

委員長（坂上昌史君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

意見が一致しないので、上程しないことにいたします。

次に、議会運営委員会の閉会中の継続調査の申出についてでございますが、次期議会（定例会までの間に開かれる臨時会を含む）会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について、令和5年12月定例会閉会から令和6年3月定例会開会までの間、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議がないようですので、追加議案として議会運営委員会の閉会中の継続調査の申出をいたします。

以上で、令和5年12月熊取町議会定例会における追加議案の取扱いについての件を終了いたしますが、ほかに何かあれば承ります。何かございますか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、これもちまして議会運営委員会を閉会いたします。

なお、追加議案書につきましては、12月15日にアップロードの予定となっております。ご協力ありがとうございました。

(「14時00分」閉会)

以上の委員会の次第は議会事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

議会運営委員会委員長

坂上昌史

総務文教常任委員会

総務文教常任委員会

月 日 令和5年12月15日（金曜）招集

場 所 熊取町役場議場

出席委員	委員 長	文野 慎治	副委員 長	渡辺 豊子
	委員	長田 健太郎	委員	石井 一彰
	委員	田中 圭介	委員	坂上 巳生男
	委員	坂上 昌史	議長	河合 弘樹

欠席委員 なし

説明員	町 長	藤原 敏司	副町 長	南 和仁
	教育 長	岸野 行男	総合政策部長	東野 秀毅
	総務部長	藤原 伸彦	住民部長	巖根 晃哉
	住民部理事	山本 浩義	健康福祉部長	木村 直義
	健康福祉部 統括理事	石川 節子	健康福祉部理事	松浪 敬一
	都市整備部長	田中 耕二	都市整備部理事	山田 大河
	都市整備部理事	永橋 広幸	教育次長	阪上 敦司
	教育委員会 事務局統括理事	吉田 茂昭	教育委員会 事務局理事	三原 順
	企画経営課長	近藤 政則	財政課長	竹田 陽介
	情報政策課長	浦添 全弘	人事課長	阪上 正順
	住民課長	山戸 由紀美	環境課長	岩本 妃美子
	健康・いきいき 高齢課長	都志 伸仁	介護保険課長	根来 雅美
	障がい福祉課長	馬場 智代	子育て支援課長	野津 博美
	保育課長	藤本 明	保険年金課長	橘 和彦
	まちづくり計画 課 長	馬場 高章	道路公園課長	山原 栄次
	学校教育課長	伊東 浩一	学校教育課参事	上垣 圭一
	学校教育課参事	杉田 直哉	生涯学習推進 課 長	大屋 真志
	生涯学習推進課 参 事	立石 則也		
事務局	議会事務局長	林 利秀	書 記	阪上 高寛

付議審査事件

- 議案第83号 一般職職員給与条例の一部を改正する条例
- 議案第84号 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第85号 常勤特別職職員給与条例の一部を改正する条例
- 議案第86号 議会議員報酬等条例の一部を改正する条例
- 議案第88号 指定管理者の指定（熊取町立総合体育館及び熊取町立町民グラウンド）について
- 議案第90号 令和5年度熊取町一般会計補正予算（第10号）

委員長（文野慎治君）皆さん、おはようございます。議案の審査に当たりましては、十分に意を尽くされ、ご審議をいただき、併せて議事が円滑に運びますようにご協力をお願いいたします。

本日の委員会には、議会委員会条例第19条の規定により、町長ほか関係職員の出席を求めています。

ます。

ただいまの出席委員は7名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから総務文教常任委員会を開会いたします。

(「10時00分」開会)

委員長(文野慎治君) 発言される方は、挙手の上、着座で、マイクの赤いランプが点灯した後に発言していただきますようお願いいたします。

なお、ただいま空調機器の不具合により、議場内において暖房が効かない状態となっております。重ね着等、服装に工夫をするなど、各自寒さ対策を行っていただき、体調管理に十分気をつけるようお願いいたします。

また、本日の会議では、案件の終わられた方は会議の途中でも退席いただいて結構ですので、申し添えます。

それでは、付託審査事件について議事に入ります。

去る12月8日の本会議において本委員会に付託を受けました議案6件の審査を行います。議案については、提案理由並びに内容の説明は既に本会議の中で行われておりますので、省略いたします。

なお、補足説明があれば承ります。補足説明はありませんか。藤原町長。

町長(藤原敏司君) 補足説明ございませんので、よろしくようお願いいたします。

委員長(文野慎治君) 補足説明なしと認めます。

以上で補足説明を終わります。

委員長(文野慎治君) 初めに、議案第83号 一般職職員給与条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。それでは、議案第83号 一般職職員給与条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第83号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長(文野慎治君) 次に、議案第84号 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。それでは、議案第84号 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第84号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長（文野慎治君）次に、議案第85号 常勤特別職職員給与条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第85号 常勤特別職職員給与条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本件に賛成の方は起立願います。

（起立 4名）

起立多数であります。よって、議案第85号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長（文野慎治君）次に、議案第86号 議会議員報酬等条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第86号 議会議員報酬等条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本件に賛成の方は起立願います。

（起立 4名）

起立多数であります。よって、議案第86号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長（文野慎治君）次に、議案第88号 指定管理者の指定（熊取町立総合体育館及び熊取町立町民グラウンド）についての件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありますか。石井委員。

委員（石井一彰君）こちらの体育館、あとグラウンドの工事に関する進捗状況を少し教えていただけますでしょうか。

委員長（文野慎治君）立石生涯学習推進課参事。

生涯学習推進課参事（立石則也君）進捗状況につきましては、10月17日に第1回の選定委員会を実施しました。第2回の選定委員会が11月13日に実施しております。

以上でございます。

委員長（文野慎治君）石井委員。

委員（石井一彰君）工事自体の進捗状況はお分かりになりますか。

委員長（文野慎治君）立石生涯学習推進課参事。

生涯学習推進課参事（立石則也君）工事につきましては、令和7年度に実施するということになっております。

以上でございます。

委員長（文野慎治君）石井委員。

委員（石井一彰君）ということは、令和7年度中に工事自体が完了できないのはもう明確なわけですね。

委員長（文野慎治君）立石生涯学習推進課参事。

生涯学習推進課参事（立石則也君）令和6年度につきまして実施設計を行っていくということになりますので、今の予定でございますが、令和6年度に実施設計を行い、令和7年度に工事を実施していくという予定でございます。

委員長（文野慎治君）石井委員。

委員（石井一彰君）この指定期間、7年度3月末となっているんですが、工事がそこで終わっていないということは、新たにまた指定管理者を選定し直すということでしょうか。それとも、このままセンタースポーツさんが継続して、工事が延長された場合はそのまま延長という形なんでしょうか。

委員長（文野慎治君）立石生涯学習推進課参事。

生涯学習推進課参事（立石則也君）現時点では、令和7年度の指定管理者の指定に向けて進めていく方向で今のところ考えております。

以上でございます。

委員長（文野慎治君）よろしいですか。石井委員。

委員（石井一彰君）よく分かりました。ありがとうございます。

委員長（文野慎治君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第88号 指定管理者の指定（熊取町立総合体育館及び熊取町立町民グラウンド）についての件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第88号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長（文野慎治君）次に、議案第90号 令和5年度熊取町一般会計補正予算（第10号）の件を議題といたします。

質疑につきましては、説明員の出席の都合上、総務文教常任委員会所管分と事業厚生常任委員会所管分とに分けて質疑を行います。

まずは、本議案のうち、総務文教常任委員会所管の総合政策部、総務部、教育委員会事務局分に関する質疑を行います。質疑はありませんか。渡辺副委員長。

委員（渡辺豊子君）すみません、ちょっと附属資料のほうで聞かせていただきたいんですが、入のところなんですけれども、総務のほうで、まず、公民館のこれ森林環境譲与税基金繰入金の740万円繰入れしている分で、公民館・町民会館整備事業の備品購入に充当するというふうに説明があったかと思うんですが、その辺のところ説明お願いしたいと思います。これは事業ですか、やっぱり、目的は公民館でも事業になるんですかね。

そうしたら、すみません、ほんなら総務の関係にいきます。すみません。

委員長（文野慎治君）続いてどうぞ。渡辺副委員長。

委員（渡辺豊子君）その下、総務の小学校の維持管理事業のところの雑入のところ、これも事業になりますか、子ども活動支援金、東小学校のバスケットゴール整備、これも事業、総務、これでよろしい、すみません、この分につきまして、いつ頃になるか。これ前回補正予算でこの分の予算が上がっていたと思うんです。東小のバスケットゴールと熊中でしたか、バスケットゴールの修繕費と

いうことで、今回これが財源の繰替えというんですか、雑入、そういうことになっているのかと思うんですが、ちょっとその辺のところ説明をお願いします。

委員長（文野慎治君）伊東学校教育課長。

学校教育課長（伊東浩一君）まず、9月補正で上げさせていただきました東小学校体育館可動式バスケットゴールの修繕及び熊中のバスケットゴールの可動式の修繕について、そのうち東小学校の体育館のバスケットゴールについては支援金を頂戴することができることになりまして、そちらのほうを充てるといった形で、今回この歳入として上げさせていただいている次第です。

以上です。

委員長（文野慎治君）渡辺副委員長。

委員（渡辺豊子君）ありがとうございます。

子ども活動支援金が頂けるということで、10分の10ですか。はい。いつ頃にそしたらなるんですか、整備は。

委員長（文野慎治君）伊東学校教育課長。

学校教育課長（伊東浩一君）修繕の時期でございます。3月初旬を予定しておりまして、熊中と東小学校ほぼ同時に施行することを考えております。

以上です。

委員長（文野慎治君）渡辺副委員長。

委員（渡辺豊子君）分かりました。ありがとうございます。

熊中のほうはこの支援金、充当できなかったということですかね。

委員長（文野慎治君）伊東学校教育課長。

学校教育課長（伊東浩一君）そうですね、この支援金のほうが、特に小学校のほうを特化しておるといいますか、中学校のほうもちろん使えないかという問合せはさせていただいたんですけど、ちょっと駄目だということで、小学校のほうだけは頂戴できるようになりましたので、そういったことで申請して支援いただいたものでございます。

委員長（文野慎治君）渡辺副委員長。

委員（渡辺豊子君）分かりました。

文部科学省のあれ、どこのあれになりますか。

委員長（文野慎治君）伊東学校教育課長。

学校教育課長（伊東浩一君）こちらは、公益財団法人のライフスポーツ財団という財団がございまして、大阪府吹田市にございます。そちらのほうの支援金の案内というのが今年度ありまして、そちらは大阪府教育庁のほうから案内がありましたので、そちらでエントリーさせていただいたら東小のほう採択されたということです。

以上です。

委員長（文野慎治君）渡辺副委員長。

委員（渡辺豊子君）分かりました。そういうのを探していただいて、エントリーしていただいたことは本当にありがたいです。評価したいと思います。ありがとうございます。

中学校のほう、また対応していただいたらよかったですけれど、残念です。ありがとうございます。

引き続いて、違う項にいいですか。

委員長（文野慎治君）どうぞ。渡辺副委員長。

委員（渡辺豊子君）13ページの転入促進事業、すみません、これ社宅等誘致奨励金15万円というふうにあるんですが、ちょっとご説明お願いしたいと思います。

委員長（文野慎治君）近藤企画経営課長。

企画経営課長（近藤政則君）こちらにつきましては、その名のとおり社宅誘致のインセンティブ、令和5年度まで行っている中で、いわゆる関空関連の会社から申請が1件ございました。駅前の賃貸住

宅を社員のために借りるということで、申請1室分いただいたものに15万円を掛けた補助金という内容になっております。

以上です。

委員長（文野慎治君） 渡辺副委員長。

委員（渡辺豊子君） 分かりました。

1室ということで、住まれる方はお一人ですかね。

委員長（文野慎治君） 近藤企画経営課長。

企画経営課長（近藤政則君） 単身向けの賃貸住宅と聞いております。

委員長（文野慎治君） 渡辺副委員長。

委員（渡辺豊子君） 分かりました。

委員長（文野慎治君） よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君） 33ページの給与費明細書、一般職総括という欄ですけれども、そこに職員数の補正前、補正後の人数の比較が出ております。補正前は274人、補正後が269人ということで、予算上5人の減となっておりますが、これについてご説明願います。

委員長（文野慎治君） 阪上人事課長。

人事課長（阪上正順君） この一般会計のその差を申し上げる前に、前提としまして、一般会計から特別会計、下水までも含めた、総括的にちょっとまず説明のほうさせていただきたいと思います。

一般会計のほうは、あくまでこの補正前というのは、令和5年度当初予算を上程させていただくタイミングの想定する職員数というところで整理のほうをしてございます。先ほど申し上げました一般会計及び特別会計を足しますと合計で306名、令和5年度当初、職員を配置する計画で予算のほうを立ててございました。ただし、その後なんですけれども、令和5年度の途中でその予算の枠組み、積算後に3人の方が自己都合による退職ということになりました。その時点でマイナス3というような状態になってございます。

今回、補正させていただくに当たりまして、令和5年度に入りました後に途中の自己都合退職の方が3人、現状ございまして、そのマイナス3、プラスマイナス3ということで300、もともとの一般会計、特別会計合わせました306からマイナス6となります300人の現状の総トータルの一般会計から特別会計の職員数での予算の立つけというふうになってございます。

その関係で、一般会計はマイナス6ではないのかというところなんですけれども、一般会計では274から269となっておりますが、一般会計で最終6人がマイナスにはなっておるんですけれども、国保の特会から1人、一般会計に業務の分担の関係で移ったことによりまして、マイナス6人にプラス1いたしまして、一般会計上の積算上はマイナス5というような表示になっているという形でまずは説明のほうさせていただきます。

委員長（文野慎治君） 坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君） 状況は分かりました。

そうしますと、令和5年度の当初予算の時点では、特会、一般会計合わせて306名であったものが、予算編成後にもう既に3人の退職があつて、その時点でマイナス3と。それ以後、令和5年度に入って自己都合退職が3名発生しているのでトータルで6名の減。6名減なんだけれども、国保から一般会計のほうに移動した分があつたので、トータルで5名減と、そういうふうになっているという理解でよろしいですかね。

委員長（文野慎治君） 阪上人事課長。

人事課長（阪上正順君） そのとおりでございます。

委員長（文野慎治君） 坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君） 国保から一般会計への1人の人事異動については、ここでお尋ねしてもよろしいですか。

委員長（文野慎治君） 阪上人事課長。

人事課長（阪上正順君）その件につきましては、事業厚生のときに江川議員からのご質問で保険年金課長も答えておったかと思うんですけれども、保険年金課の中でも国保業務であったり、後期高齢者業務であったり、一般会計に属する年金であったり、医療関係の業務というのがございます。課長以下で15名、保険年金課で在籍しておりますけれども、育休であったりとか、重なったりとかというような形もございまして、一般会計に属する事業のほうの手薄になるというところで、課員の数は変えずに、各会計に所属する人数をバランスを取って移し替えたというふうに答弁をさせていただいたところでございます。

以上です。

委員長（文野慎治君）坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）分かりました。

今年度、既に採用試験終わっていると思いますが、来年度、町職員として採用する予定の人数はどうなっていますか。

委員長（文野慎治君）阪上人事課長。

人事課長（阪上正順君）今現状も採用試験は一定、第1回目の募集は終わっているんですけれども、今ちょっと埋まっていないところもございまして、その部分については追加募集を継続している部分でございますけれども、現状は専門職合わせまして15名の採用が見込まれるというふうには今考えております。

委員長（文野慎治君）坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）分かりました。

当初予算の段階から既に6名減少しているという状況の下で、恐らく定年退職も見込まれると思うんですが、今年度中の定年退職は何名を予定していますか。

委員長（文野慎治君）阪上人事課長。

人事課長（阪上正順君）3人の予定でございます。

委員長（文野慎治君）坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）分かりました。

3人さらに退職が見込まれると。そうしますと、当初予算の段階から比べて9名の減ということで、それを補うだけの採用の予定はされているということで、その点については一定安心はできるかなというふうに思います。引き続き万全の体制で臨んでいただきたいと思います。

以上です。

委員長（文野慎治君）ほかに質疑はありませんか。長田委員。

委員（長田健太郎君）38ページなんですけれども、小学校の体育館空調整備事業ということで、先日、6年度で3校、7年度で2校ということなんですけれども、中学校のそういう整備の計画等がありますか。

委員長（文野慎治君）伊東学校教育課長。

学校教育課長（伊東浩一君）中学校のほうは、小学校5校が終わり次第、順次中学校のほうにもというふうに考えております。

以上です。

委員長（文野慎治君）よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。渡辺副委員長。

委員（渡辺豊子君）すみません、ちょっと先に、先ほどの転入促進の1名の方は何歳代の方でしたか。

委員長（文野慎治君）近藤企画経営課長。

企画経営課長（近藤政則君）そこまでの詳細は、そもそも要件として求めているところもございまして、ただ聞いていますのは、若い新入社員というか、まだ2、3年目の方というふうには聞いております。

委員長（文野慎治君）渡辺副委員長。

委員（渡辺豊子君）分かりました。

転入促進で、シティプロモーションの中では、その分については20歳から29歳代の方をという形でこの社宅誘致というのがあったかなと思ったもので、ちょっと年代、年齢を聞かせていただきました。また分かったら教えてください。

次、すみません、27ページの小学校維持管理事業のところなんですけれども、中央小学校のところの教室が増設する分についてのというふうに説明というか、附属資料にあったんですが、もう少し説明をお願いします。

委員長（文野慎治君）伊東学校教育課長。

学校教育課長（伊東浩一君）中央小学校のほうは、ただいまちょっと増築のほうの検討をしております、増築を今考えている予定地なんですけれども、敷地の西側の南側といいますか、ちょうど学級菜園がある場所に今のところ予定しております、そういったことで、学級菜園を工事が始まる前にあらかじめちょっと移設する必要があるのかなということで今回計上させていただいております。

委員長（文野慎治君）渡辺副委員長。

委員（渡辺豊子君）今回この9月議会では、西小も中央小も教室を増やすというところで、既存教室を修繕するということで補正予算が上がって、一応応急的な感じで教室を整備されたかと思うんですけれども、その分は大丈夫なんですね、もう活用できるという状態になっているわけですね。今回新しく増設する分についての場所を確保するための家庭菜園の場所を移設というところで上がっているんですが、その移設の作業を、何教室ぐらいの分になるわけなんですかね。

委員長（文野慎治君）伊東学校教育課長。

学校教育課長（伊東浩一君）学級菜園の数ということで言わせていただきます。学級菜園の数は……

委員長（文野慎治君）阪上教育次長。

教育次長（阪上敦司君）教室数ということで聞かれていると思うんですけれども、今ちょっと今回、前回の補正で上げさせてもらったのは、来年の6年4月1日の時点で子どもたちがちゃんと教室に入っていたかということ、既存の特別教室等の改修をさせていただいていると。今回設計で上げさせてもらっている今の話については、7年4月1日の時点で子どもたちが入る教室を増築しなあかんということで、今、設計段階でやっております。現在、補助金のほうであったりとか、最終的にはまた子どもの数が減ってくるということも考えられますので、どういうふうな工法でやるかというのを前回いただいた設計費のほうで今検討しているところです。

クラス数にしては、最大で4クラスぐらいというのが、まだこれ全然、今の転入の状況とか、1年先の話になりますので、4教室ぐらいという話ですけれども、それは今現在、中央小、西小については子どもが増えてきている中で、特別教室とかを通常の教室に転用して使っているということで、若干ほかの学校に比べて多目的に使えるようなスペースが少なくなっているというふうな現状がございますので、その部分を今回の来年度予算を取らせていただくことになると思うんですけれども、そこでちょっと増築のほうを考えさせていただいているということです。

それに当たって、移設先が現在の学校の子どもの学級菜園に当たるということで、今回、移設の予算を取らせていただいているということでご理解いただけたらと思います。

委員長（文野慎治君）渡辺副委員長。

委員（渡辺豊子君）分かりました。

特別教室が教室に転用された分、その教室も利用できなくなるということで、教室として4教室分ですか、増築するというのですが、結局1階の4教室になるんですか、その構造自体はどうなるんですか。

委員長（文野慎治君）阪上教育次長。

教育次長（阪上敦司君）そのあたりは、やっぱり2階建てにするとその費用がかさんでいきますので、将来の子どもの数も含めて、今ちょっとそのあたりについて最終の調整というか、どういう形ができるのかなということで検討しているところです。場合によって、できるだけ費用を抑えてということで今検討していますので、平家でできへんかなというふうな形の検討をさせていただいて

いる。その工事費については、来年度の当初予算のほうに向けて今、財政課と協議中ということで、ちょっと答弁これぐらいで堪忍していただけたらと思います。よろしくお願いします。

委員長（文野慎治君） 渡辺副委員長。

委員（渡辺豊子君） 分かりました。

詳しく分かったらまたそのときに聞かせていただきたいと思うんですが、そしたらその分で学級菜園のほうが、その分のスペースがなくなるということで移設ということですが、今使っている学級菜園、そのまんまその場所をほかの場所に確保できるわけなんですかね。

委員長（文野慎治君） 伊東学校教育課長。

学校教育課長（伊東浩一君） 今現在使っている学級菜園のスペースを違う場所で活用するというのを考えております。

委員長（文野慎治君） 渡辺副委員長。

委員（渡辺豊子君） グラウンドが狭くなるんですかね。その辺は大丈夫ですか。グラウンド的には使っていないところということですかね。

委員長（文野慎治君） 伊東学校教育課長。

学校教育課長（伊東浩一君） グラウンド内ではないところで今ちょっと検討しておるところでございます。

委員長（文野慎治君） よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。田中圭介委員。

委員（田中圭介君） すみません、11ページのふるさと応援基金の件についてですが、10月から法律が改正されて以降、何か変わったことなどあったら教えていただきたいと思います。

委員長（文野慎治君） 近藤企画経営課長。

企画経営課長（近藤政則君） 寄附額が大きく減少していることが上げられると思います。

要因としましては、これまで第6号の要件で提供しておりましたものが、大きくその基準が変わったということが要因であると分析しております。

以上です。

委員長（文野慎治君） 田中圭介委員。

委員（田中圭介君） 実際どれぐらい前年度から下がってきておるか、今分かるんやったら教えていただきたいなど。

委員長（文野慎治君） 近藤企画経営課長。

企画経営課長（近藤政則君） 正確な数字はちょっとまだ集約し切れていないんですけども、やっぱり9割以上は減っているような状況でございます。

委員長（文野慎治君） 田中圭介委員。

委員（田中圭介君） すみません、一般質問でも言うたかとは思いますが、やはり急激に減っていますよね。そのちょっと対策とかというのは考えておられますか。

委員長（文野慎治君） 近藤企画経営課長。

企画経営課長（近藤政則君） 当然、地場産品の新たな魅力のある返礼品の企画、検討は続けておりますし、今タオルですね、地場産品である泉州タオル、こちらにつきましては、共通返礼品という枠組みがございます。泉州タオルであれば、本町以外でも製造されたものでも共通返礼品として提供できるというようなこともございますので、そういったものの開発ですとか、くまとりやもんに認定されたもの、こちらの事業者さんに営業活動をかけたり、様々な取組を今も続けてとところでございます。

以上です。

委員長（文野慎治君） 田中圭介委員。

委員（田中圭介君） この11ページの198万2,000円というのは、いつからいつの寄附をしていただいたか、今分かりますか。

委員長（文野慎治君） 近藤企画経営課長。

企画経営課長（近藤政則君）こちらにつきましては、基金からの繰入れでございますので、4年度までに頂いた寄附からということになります。

以上です。

委員長（文野慎治君）田中圭介委員。

委員（田中圭介君）ざっとでいいんですけど、9割減っているというところで計算をすれば、来年度どれぐらいになる予定を見越しているのかなど。

委員長（文野慎治君）近藤企画経営課長。

企画経営課長（近藤政則君）正直申し上げまして、10月1日以降、このふるさと納税制度が大きく変わった中で、国においてもいろいろ悩んでおられるというか、どういうものが地場産品として適合するのかというのは、正直悩んでおられるというのはいつも聞いております。

そんな中で、そうなってくると、寄附をされる方の志向というか、傾向も変わってくるように間違いなくなっただけで、今何か明確に数字を申し上げることは難しいんですけども、貴重な財源でございます、貴重な収入でございますので、先ほど申し上げた取組を継続する中で、しっかりとその確保に努めていきたいというふうに考えております。

以上です。

委員長（文野慎治君）田中圭介委員。

委員（田中圭介君）今まですごく努力していただいて、多くのふるさと応援基金を熊取町にさせていただいたと思うので、ぜひとも、規制は厳しくなっていると思いますが、いろいろな若い人たちの知恵とかも取り入れながら、継続して熊取町を選んでいただけるように頑張っていたいただきたいと思っております。

以上です。

委員長（文野慎治君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で、総務文教常任委員会所管の総合政策部、総務部、教育委員会事務局分に関する質疑を終了いたします。

説明員を交代するため、ただいまからしばらくの間、休憩いたします。

（「10時36分」から「10時40分」まで休憩）

委員長（文野慎治君）休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、本議案のうち、事業厚生常任委員会所管の住民部、健康福祉部、都市整備部分に関する質疑を行います。質疑はありませんか。渡辺副委員長。

委員（渡辺豊子君）すみません、先ほど総務のときに聞きました、11ページですね、11ページの森林環境譲与税……

委員長（文野慎治君）すみません、ちょっと不備がございますので、ちょっと休憩します。

再開いたします。渡辺副委員長。

委員（渡辺豊子君）もう一度振出しですか。

すみません、11ページの森林環境譲与税基金繰入金740万3,000円についてご説明をお願いします。

委員長（文野慎治君）大屋生涯学習推進課長。

生涯学習推進課長（大屋真志君）こちらのほうは、現在整備を行っております文化ホール、公民館に設置します備品購入費に充当するものとして今回繰入れを行うものでございます。

内容といたしましては、大阪府の南部産の木材で製作された木製の家具、それぞれ公民館と文化ホールに備品として購入させていただき財源として活用させていただきものになります。

以上でございます。

委員長（文野慎治君）渡辺副委員長。

委員（渡辺豊子君）木製の家具というのは具体的にどんなんですか。

委員長（文野慎治君）大屋生涯学習推進課長。

生涯学習推進課長（大屋真志君）文化ホールのホワイエに木製のベンチ、3人がけぐらい、4人がけぐらいになろうかと思えますけれども、そちらのベンチを9脚購入をさせていただきます。また、公民館につきましては、1階に新たに整備します文化交流ラウンジにテーブルを1台、円テーブルを2台、あと自習スペースになりますまなびのルーム、1階になります。こちらのほうにテーブルが2台とアームチェア、椅子を18台、あと3階にありますくつろぎコーナー、エレベーター上がったすぐ右手側になりますけれども、そちらのほうにもテーブル1台、サイドテーブル2台、あとイージーチェアということで少し低めの椅子を8脚、備品として購入させていただくものでございます。以上です。

委員長（文野慎治君）渡辺副委員長。

委員（渡辺豊子君）分かりました。

基金がある分をそういうふうにご利用できたというところで、その分丸々環境譲与税というところのこれは、今回それは使えるというふうになったということなんですよ。今まで森林環境譲与税があっても、ナラ枯れか何かの分にしか使われなかったということやったかと思うんですが、そういうふうに使えるということが分かったということなんですかね。

委員長（文野慎治君）大屋生涯学習推進課長。

生涯学習推進課長（大屋真志君）当初の設計段階から、木製の家具というのは、形は違いますけれども何か導入するという設計にはしておったんですけれども、財源を探していく中で、大阪府内産の木材を使うと森林環境譲与税の基金が活用できるということが分かりましたので、今回繰入れさせていただくというものでございます。

以上です。

委員長（文野慎治君）渡辺副委員長。

委員（渡辺豊子君）分かりました。ありがとうございます。

そしたら、その上のところの児童虐待・DV対策等総合支援事業費補助金13万4,000円について説明をお願いします。

委員長（文野慎治君）野津子育て支援課長。

子育て支援課長（野津博美君）こちらにつきましては、児童虐待・DV等対策総合支援事業費補助金としまして、令和4年度の国庫補助金に係る分の返還金となっておりますので、その分の差額で、実際に実績と差額が出た分の今回返還を、令和5年度に返還させていただくというものでございます。以上です。

委員長（文野慎治君）渡辺副委員長。

委員（渡辺豊子君）返還分なんですか。

委員長（文野慎治君）野津子育て支援課長。

子育て支援課長（野津博美君）失礼しました、すみません。今回3月から職員のほう、児童相談員が育休に入りますので、その分に係る代替の職員に係る分の歳入になっております。

以上です。失礼いたしました。

委員長（文野慎治君）渡辺副委員長。

委員（渡辺豊子君）分かりました。その育休に入られる方の相談員の代替ですね、分かりました。理解させていただきました。

委員長（文野慎治君）どうぞ。渡辺副委員長。

委員（渡辺豊子君）いいですか、そしたらすみません、今の入のところにもあったんですが、出のところ、子ども等予防接種事業の、21ページのところで、風しん追加的対策業務委託料94万1,000円について説明をお願いします。

委員長（文野慎治君）野津子育て支援課長。

子育て支援課長（野津博美君）こちらにつきましては、風疹の追加的対策に係る費用になりますけれども、今回改めて勧奨するためにクーポンのほうを、すみません、印刷させていただくことになりまして、そちらのクーポン印刷のための委託料になっております。

こちらのほう印刷いたしまして個別通知、検査まだの方、未接種の方について勧奨させていただくための費用となっております。

以上です。

委員長（文野慎治君）渡辺副委員長。

委員（渡辺豊子君）分かりました。

新たにまた改めてもう一度勧奨していただくということで、来年度が期限になっているというところで勧奨していただくかと思うんですが、何人の方に個別通知を出される予定ですか。

委員長（文野慎治君）野津子育て支援課長。

子育て支援課長（野津博美君）一応3,270名を想定しております。

以上です。

委員長（文野慎治君）渡辺副委員長。

委員（渡辺豊子君）すごいですね。決算のときに聞かせていただいたときに、令和4年度、風疹のまだ抗体があるかどうか分からないという方が5,000人いらっしゃるというふうに言っただけなんですけど、その中で抗体検査された方が何人かいてる中で、まだされていない方が3,270人いらっしゃるということなんですね、抗体検査を。分かりました。

この分、抗体検査の接種率というのが、抗体検査率ですか、目標があってということやったと思うんですけども、そのとき、決算で聞かせていただいたときに何か33%程度というふうに言っていたと思うんですけど、今年度に入ってどんなものなんですかね。何%の方が抗体検査されているということになりますか。

委員長（文野慎治君）野津子育て支援課長。

子育て支援課長（野津博美君）実際あまり進んでおりませんでして、今年度の実績といたしましては25件になっております。1%程度上がっている程度になっております。

以上です。

委員長（文野慎治君）渡辺副委員長。

委員（渡辺豊子君）分かりました。

しっかりとまた勧奨のほうよろしく願いしておきます。6年度が終了というところもしっかりとちょっと強調していただいて、お願いしておきます。

委員長（文野慎治君）よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）19ページのところで、民間保育所等助成事業の民間保育所運営委託料、これについて公定価格、そして低年齢児の増加という説明があったと思うんですが、その辺をもう少しご説明願えますか。

委員長（文野慎治君）藤本保育課長。

保育課長（藤本 明君）こちらのほうは民間保育所の委託料、保育所に出す分なんですけれども、公定価格のほう物価高騰の部分もありまして、今年度については昨年度から少し若干公定価格、いわゆる保育の単価のほうが上がっておりますということと、特に今年度、途中入所、5月以降なんですけれども、途中入所の子どもの数が増えてきております。そういった単価が上がった分と入所の子どもの数が全体的に途中入所が増えてきておるところで、この分の保育所に出す分の給付費も増えてきている分の反映の補正予算という形になっております。

以上です。

委員長（文野慎治君）坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）分かりました。

途中入所の増加という点については、それは例年と比べてどうですか。

委員長（文野慎治君）藤本保育課長。

保育課長（藤本 明君）ここ1、2年、コロナもありまして、育休延長とかという形で若干少なかった部分はあったんですけども、5月に5類移行というところもありまして、育休延長されていた方が仕事復帰、共働きされるということで保育所に預けたいと。特に1歳であったり、0歳であったりという方がコロナ禍に比べてぐっと増えてきているというところは原因としては上げられます。以上です。

委員長（文野慎治君）坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）分かりました。

もう一点、先ほど渡辺委員の質問にもありましたが、児童相談員の関連で、児童相談事業、会計年度任用職員報酬26万5,000円、これは産休の代替の分かと思うんですが、この産休代替の方を会計年度任用職員として採用するんですが、金額的には非常に少ないんですけども、これはかなり短期間ということなんですか。

委員長（文野慎治君）野津子育て支援課長。

子育て支援課長（野津博美君）今回休暇に入りますのは3月からになりますので、令和5年度分につきましては1か月分を計上させていただいております。引き続きの分は令和6年度の当初予算のほうで計上させていただいておりますので、今回ちょっと金額が少なくなっております。

委員長（文野慎治君）坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）分かりました。3月の1か月分のだということですね。

その産休に入られる児童相談に携わっている職員の方というのは、それは身分としては正職員ですか、それともその方も非常勤の方なんですか。

委員長（文野慎治君）野津子育て支援課長。

子育て支援課長（野津博美君）今回休暇に入りますのは正職員になっております。その方の代替ということで会計年度任用職員で考えておるところです。

以上です。

委員長（文野慎治君）よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。渡辺副委員長。

委員（渡辺豊子君）21ページ、お願いします。

委託料の旧し尿処理場維持管理事業194万円につきまして、調査委託料になっているんですが、6月議会でも補正であったかと思いますが、ちょっと説明をお願いします。

委員長（文野慎治君）岩本環境課長。

環境課長（岩本妃美子君）今回の委託料につきましては、昨年度実施しました地歴調査によりまして、汚染のおそれがあるとしました第1種特定有害物質でありますベンゼン、それから、第2種特定有害物質である重金属について、6月補正の予算を使いまして、本年9月に土壌を採取しての土壌汚染状況調査を実施いたしました。

そうしましたところ、ベンゼンにつきましては基準値以下で適合となりましたが、重金属類全9種類のうち、フッ素及びその化合物について、一部の場所で規制の基準値を若干ですが超える部分がありましたので、不適合という結果になりました。

したがって、その基準値を超えた場所について、深さなどの汚染状況を再度確認するためにボーリング調査などを追加で調査させていただくものとなっております。

以上でございます。

委員長（文野慎治君）渡辺副委員長。

委員（渡辺豊子君）また追加で調査というところですが、範囲は広いんですか。

委員長（文野慎治君）岩本環境課長。

環境課長（岩本妃美子君）この調査に当たっては、敷地を10メートル四方で区切るんですけど、5か所検出されているような状況になっております。

以上です。

委員長（文野慎治君） 渡辺副委員長。

委員（渡辺豊子君） 分かりました。

調査した後、どうなるんですか。

委員長（文野慎治君） 岩本環境課長。

環境課長（岩本妃美子君） 調査の深さと範囲によるかとは思いますが、調査の結果報告書が出てきましたら、一応、一旦不適合となっておりますので、汚染土壤があるというところの区域の指定をした後、汚染土壤の状況によって、例えばいろんな方法があるんですけど、このまま現状維持で立入禁止のままでもいいのか、もしくは一定の方法として封じ込めとか、土壤を掘削して新たにきれいなところに入れ替えるのかという方法は、またいろいろその状況に応じて変わってくるかと思っております。

以上です。

委員長（文野慎治君） 渡辺副委員長。

委員（渡辺豊子君） 分かりました。

それで状況が変わって、またその分に応じての対策費みたいなのがまた要るかと思うんですが、結局この場所をどうしていくつもりですかね。前には除却ということがありましたが、除却するのであれば、何か4億5,000万円ほど要するというふうなことを言っていましたよね。今そういう土壤を調査して対策していくということは、除却ではなくて何か活用できるように検討しているというふうに理解していいんでしょうか。

委員長（文野慎治君） 近藤企画経営課長。

企画経営課長（近藤政則君） かねてから大原衛生公苑の跡地につきましては、その有効活用について庁内のプロジェクトチームを立ち上げて検討しておりました。しかしながら、先ほど渡辺委員からもございました状況がある中で、なかなか次の一手というか、皆様方に公表できる状況にないというのが現状でございます。

ですので、今のところは必要な調査等を先ほどの土壤汚染の調査も含めまして進めていく中で、またしかるべきタイミングで皆様方に公表できる日を待っていただいたらなというふうに思っております。

とにかく事業費そのものも全く見通せないような状況でもございます。そういった状況をご理解いただけたらと思います。

以上です。

委員長（文野慎治君） 渡辺副委員長。

委員（渡辺豊子君） 分かりました。

ちょっとなかなか前へ進まないのかなというところですが、この調査はどのぐらいの期間かかるんですかね、今上げてくださっている調査は。

委員長（文野慎治君） 岩本環境課長。

環境課長（岩本妃美子君） 一応今年度中に調査の報告書が出来上がる形でやっていただく予定にはなっております。

委員長（文野慎治君） 渡辺副委員長。

委員（渡辺豊子君） 分かりました。

そしたら3月議会のときには、また新たな方向性の何か検討状況等の報告があるということでしょうか。

委員長（文野慎治君） 近藤企画経営課長。

企画経営課長（近藤政則君） 申し訳ありません。時期につきましては、何とぞそこはご容赦いただきたいというか、それだけでは要素ございませんので、いろんなことを検討していかなければいけないので。

委員長（文野慎治君） 渡辺副委員長。

委員（渡辺豊子君）次の転用じゃなくて、今の結果に基づいての対応をどうするかというところ、調査の。

委員長（文野慎治君）山本住民部理事。

住民部理事（山本浩義君）この調査の結果につきましては、内容にはよるんですけども、また報告させていただく機会があるかと思います。

今後の展開なんですけれども、その展開がどうあるかが、あの土地につきましては調査が必要で、やはりそういう施設があったということで、早かれ遅かれ必ずやらなあかん土地であるということの中で、今回早いことこの調査をさせていただいているということでご理解いただければと思います。

以上です。

委員長（文野慎治君）よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終了します。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第90号 令和5年度熊取町一般会計補正予算（第10号）の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第90号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長（文野慎治君）以上で、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

これで総務文教常任委員会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

（「10時59分」閉会）

以上の委員会の次第は議会事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

総務文教常任委員会委員長

文野慎治

事業厚生常任委員会

事業厚生常任委員会

月 日	令和5年12月13日（水曜）招集			
場 所	熊取町役場議場			
出席委員	委員長	二見裕子	副委員長	大林隆昭
	委員	多和本英一	委員	田中豊一
	委員	矢野正憲	委員	江川慶子
	委員	河合弘樹		
欠席委員	なし			
説明員	町長	藤原敏司	副町長	南和仁
	教育長	岸野行男	総合政策部長	東野秀毅
	総務部長	藤原伸彦	住民部長	巖根晃哉
	健康福祉部長	木村直義	健康福祉部 統括理事	石川節子
	都市整備部長	田中耕二	都市整備部理事	永橋広幸
	人事課長	阪上正順	住民課長	山戸由紀美
	介護保険課長	根来雅美	保険年金課長	橘和彦
	紹介議員	文野慎治	紹介議員	坂上巳生男
	請願者	大浦正義	請願者	辻清孝
事務局	議会事務局長	林利秀	書記	阪上高寛

付議審査事件

- 請願第1号 加齢性難聴者の補聴器購入の公的助成等を求める請願書
議案第87号 指定管理者の指定（熊取町立老人福祉センター）について
議案第89号 町の区域の変更について
議案第91号 令和5年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
議案第92号 令和5年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
議案第93号 令和5年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第3号）
議案第94号 令和5年度熊取町下水道事業会計補正予算（第1号）について

委員長（二見裕子君）皆さん、おはようございます。議案の審査に当たりましては、十分に意を尽くされ、ご審議をいただき、あわせて、議事が円滑に運びますようご協力をお願いいたします。

ただいまの出席委員は7名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから事業厚生常任委員会を開会いたします。

（「10時00分」開会）

委員長（二見裕子君）発言される方は、挙手の上、着座で、マイクの赤いランプが点灯した後に発言していただきますようお願いいたします。

なお、ただいま空調機器の不具合により、議場内において暖房が効かない状態となっております。重ね着等、服装に工夫をするなど、各自寒さ対策を行っていただき、体調管理に十分気をつけるようお願いいたします。

それでは、まず、付託審査事件の請願第1号 加齢性難聴者の補聴器購入の公的助成等を求める請願書の件を議題といたします。

議会委員会における請願の趣旨説明に関する取扱要領の規定により、請願の趣旨説明等のため、

請願者が出席及び紹介議員が同席されております。

まず、請願者に請願の趣旨説明を行っていただきます。

なお、趣旨説明の時間は10分となっております。10分経過時点で中止していただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、趣旨説明をお願いいたします。請願代表者さん。

請願代表者（辻 清孝君）失礼します。辻 清孝と言います。私は、年金者組合阪南東支部の書記長をしています。

年金者組合は、高齢者が安心して暮らせる社会を目指して、楽しみ7分、活動3分というふうな感じで活動している団体です。大阪では9,000人、全国では10万人を組織している団体です。阪南東支部は、貝塚市、泉佐野市、熊取町、田尻町、2市2町で構成している団体です。独りぼっちの高齢者をなくそう、豊かな安心して暮らせる、そういう社会を目指してということで活動しています。

今年9月に、厚生労働大臣宛てに年金者組合中央が請願書、要請書を出しています。その中で、日本の高齢者の難聴に関わって、こんな文章があります。さきの通常国会で、共生社会の実現を推進するための認知症基本法、これが全会一致で成立した。岸田首相は6月21日の記者会見で、高齢者、ご家族の皆様にとって切実な課題である認知症への対応について、政府を挙げて、そして国を挙げて、先送りせず、挑戦していくべき重要な課題というふうに述べています。

私自身は、もう75ですけども、難聴ということはなく、よく聞こえます。特に不自由は感じていません。加齢性難聴ということについて、あまり実感というか、そういうのはなかったんです。ところが、自由が丘自治会のちょっと役員をさせてもらっているんですが、この間、執行部会をやっているときに、実は難聴なんやと、聞こえにくいんやという人が何人か出てきて、定例の役員会、マイクを使ったらどうかというふうな議論が出て、障子を外してやれば少しは聞こえるんじゃないかというふうなことも出てくる。その人たちは、何を話しているんか分からへんときあんねんけれど、ある程度、こういうことを言っているん違うかというふうなことで聞き逃しているというか、そういうこともあるというふうなことを言っていました。大変なんやなというふうに思いました。

身近な知人のお父さん、お母さん、加齢性難聴で補聴器をつけてんけれど合わへんだと。買ってんけれど置いてあると、外して。というふうな話も聞きます。やっているとうるさくてたまらへんねんというふうなことを言っている。

補聴器は、一体どんなんやろうかというふうなことで少し調べたりすると、今のどう言うんかな、片耳で10万円とか30万円とか幅あるみたいですけども、結構高い。補助もないと。両耳すると大変やというふうなことで、そんな高い金を出してつけてみたけれど、あまり使っていないわとか、そんな話も聞きます。そんな中で、じゃ、年金者組合として、今、運動しているんですが、資料をお渡ししていますが、1ページのところで、意見書採択自治体231、助成自治体は197と書いてあって、その下に矢印で223というふうに書いています。これは、年金者組合が調べた数字ですが、9月には197であった自治体が、11月14日現在では223になっていると。急速に、今、助成する自治体が増えているんです。そういうことをちょっと見てほしいなど。まず、第1点です。それは1ページですね。

2ページのところには、補聴器助成実施自治体どこがやっているねんということで、このときは、まだ9月25日で197になっていますが、11月14日現在で223と。東京都特別区、23区中17区となっていますが、世田谷区と北区が2024年4月実施予定ということで、20区が実施ということになります。大阪府は、そこまで行っていないということなんです。大阪府は、2ページのところに書いていますが、4市1町だということです。

それから、3ページですが、意見書の採択をした自治体についても書いています。9月の時点では、そこに書いてあるんですが、プラスアルファ、大阪狭山市、東大阪市が、その後、意見書の採択をしていますというふうなことで、最近、急速にこれが広がってきているということが見てもら

えるのではないかなというふうに思います。

世界の動きですが、なぜ、補聴器助成なり、あるいは、意見書の採択がこんなに進んでいるのかということですが、国際的にはアルツハイマーとの関係、これは2ページ一番下に記載しています。

それから、4ページのほうを見てもらうと、日本と欧米、どんなに違うんやということが表で出されています。日本は、公的助成が非常に小さいと。まだまだ進んでいないということです。上に米印していると思うんですが、患者が補聴器を使いこなすまで支援が必要やと。ここについての日本のケアが非常に悪いというふうな状況です。

日本の国の動きということで、その下に書いています。時間がどんどん過ぎていくので申し訳ないです。5ページに、画期的な港区モデルというのがあります。本当は、専門家も含めて補聴器の相談員、あるいは、認定補聴器の技能者、こういう人たちの活躍というか、これも含めて、今後考えてほしいということを入れて、私からの、ちょっと時間オーバーしましたが、あと、引き継ぎますので。

委員長（二見裕子君） 請願代表者さん。

請願代表者（大浦正義君） いつもお世話になっています。くまとり社保協の大浦です。

この大きいA3の折ったやつありますね。カタログありますけれども、正常、軽度、中度、高度、重度というふうに5段階に分かれているんですけど、軽度になると、聞き取りが悪くなると。さっき、自治会の役員会でこうやったという話ありましたが、そういう状況が出てくると。中度になると、文脈ではちょっと聞き取れないという状況が生まれています。ですから、中度になった人は、補聴器をつけたほうがいいと。

私は、今、中度で、65歳ぐらいから、ちょっとお父ちゃんおかしいでと。スピーカーが大き過ぎるとか、話す声がちょっと大きいと。聞き取りが悪いということは、自分のしゃべっている声も聞き取りにくくなるんで、ついつい大きい声を出してしまうんです。ですから、5年、6年ほど前に補聴器をするようになっていきます。ですから、それは実感しています。

これ個性的で、ちゃんと調整して使えるようにしないといけないと。通販では、2万円、3万円、4万円、5万円ぐらいでいいですよというのは載っているけれど、新聞なんかで載っていますけれど、調整して、その人の個性に応じて、低レベル、中レベル、音にはいろんな種類がありますんで、その種類に応じた調整をする必要があるということです。助成よろしくお願いします。

委員長（二見裕子君） 以上で、請願者からの趣旨説明を終わります。

それでは、請願者及び紹介議員への質疑を行います。質疑はありませんか。江川委員。

委員（江川慶子君） 私の周りでも、聞こえにくい方が結構おられまして、本当にこの補聴器購入補助、必要だなと思っています。

それで、道で歩いている方でも、車が来ていても気がつかない方に出会ったり、社会参加のためにも、先ほどご説明あったように、補聴器購入補助、補聴器をつけることは大切やなと思っていますが、高いのに、つけてみたけれど合わないという方の、使いこなすのに支援が必要というところを、もう少し具体的に教えてほしいのと、もう一つ、補聴器をつけたという方の生活実態として、暮らしがどのように変わったのか、気持ちがどのように変わったのか、その辺お聞かせ願えたらありがたいです。

委員長（二見裕子君） 大浦正義さん。

請願代表者（大浦正義君） 体験者として話させていただきます。

このページありますね、資料。この間、いろんな人と電話して話すんです。そしたら、「聞こえない」、「えっ何で」、「何」とか言われることが多いです。そういう人は、もう加齢性難聴やというのは、ほぼ間違いないと思います。その辺をちょっとレベルを書いていますんで、ちょっとテストしてみいひんということで聞いてあげるといのは、いいことかなと思います。

ただ、費用が高いので、ちゅうちょされる方が多いんです。費用が高いのは、物すごい精密機械

なんです。今、日本のメーカーでは、ほとんど補聴器は作っていないんです。集音器というのを作っているんです。弱、中、強、最大という音の大きさだけを変化させるというやつがあるんですけども、私のしている補聴器というのは、デシベルだけじゃなくてヘルツ、音の高低ですね。どういう音なんか。会話しているときに誰かが話していると。その話が交錯するときありますよね。そういうときも、音声の調整を耳でして、機械がしてくれると。それをするのに、買ってから毎週、最低3週間か4週間、私の場合は3月ぐらいかかりましたけれど、自分がどんなところへ、専門家がおって、あなたどんなところへ行きますかということをしていろいろ聞かれて、調整、耳の状態をコンピューターでチェックして、これやったらいけるん違いますかということで合わせてくれる。あるいは、演劇を見に行くとか、それから音楽会へ行くとか、そんなときに、どうもセリフが聞き取りにくい役者が多いと。これは何でやろうと言うたら、それはこの辺ちょっと調整しますとか言うて、丁寧にチェックしてくれるんです。フィッティングとか言うらしいんですけども、それをやるかやらんかによって、実際に使えるようになっていくんです。

先ほども話ありましたが、買うたけれども、使っていないという人が割といてるんです。そういう人は、認知症になりかけている場合があるんです。自分がつけていることを忘れる。だから、どこかへなくしてしまうとか。それから、外しているか、つけているか自分で分からへんようになってしまうと。だから、認知症になりやすくなるんです、加齢性難聴。

ですから、一番最後のページにつけていましたけれど、9ページという資料を最後のページにつけていますけれど、健聴者と高度難聴者での5倍の認知症になる率があるんですよ。

ここでも、厚生労働省が2015年に聞こえの調査をやっているんですけど、この後、医師会なんかで研究したところによると、認知症の一番大きな原因が、この加齢性難聴やと。9%と言われている数字が出ています。認知症になっている人たちを全部調べたら、耳はええけれど認知症になっているという人もたくさんいてはるねん。そやけど、一番比率の重要な要素になっているのは、この加齢性難聴になっている人が、認知症になっている人が多いということが分かっていますんで、これは介護予防という点では非常に重要な。

ですから、予算を介護保険でいっぱいいろいろ介護で使うわけですけど、介護費用がだんだん逼迫してくると。最近、予算を削るような傾向があるんですけど、それをすればするほど介護が必要な人が増えると。逆効果になっているんです。

ですから、むしろ、加齢性難聴の補聴器を奨励し、補助することによって、介護費用を抑制できるというプラスの効果もありますんで、個人の生活の質を落とさない、落ちないようにするということが大事ですが、やっぱり地方財政とか国の財政の面からも、加齢性難聴の補助することは、非常にプラスになるというデータも出ておりますんで、その辺は、議会でも十分審議していただければいいと思います。

委員長（二見裕子君）辻 清孝さん、お願いします。

請願代表者（辻 清孝君）4ページの表を見ていただきたいんですが、今の話の表3を見てもらうと、補聴器の全体的満足度に関する各国の比較というのが出ています。日本が異常に低いんです。例えば、イギリスが70、ベルギーが80%の人が満足しているんです。日本は39やということなんです。ここに、1つ今の話が出ています。

ただ、補聴器は、さっき言ったように、患者が補聴器を使いこなすまで支援するかどうか。そこが、大きな分かれ目になっているのかなというふうに思います。

ここの表3、あるいは、表1、表2も一緒に見てもらうと、日本の補聴器に関する施策がどれだけ遅れているかということやと思うんです。一步でも進めるために、ぜひ、請願、賛成いただけたらなというふうに思います。

委員長（二見裕子君）ほかに質疑はありませんか。田中豊一委員。

委員（田中豊一君）説明ありがとうございます。

ますます高齢化が進む中で、こういうことは重要な施策やと思いますけれども、ちょっと教えて

もraitたいのは、ここに示していただいた、5ページで、港区モデル、上限13万7,000円というのがあるんですけども、現実、大阪府下では、今、3市1町、補助を出しているところはあるんですけども、これに比べたら大分少ない金額。

例えば、6月議会に江川議員の一般質問で用意していただいた泉大津市の補助額の場合、生活保護、市民税非課税世帯は2分の1助成で上限が5万円、それから、市民税課税世帯は4分の1の補助で上限が2万5,000円というのはあるんですけども、単純に、東京都世田谷区とか港区とか、財政が非常に豊かなところと比べれば、大阪府は若干遅れているかも分かりませんが、なかなかやはり周辺市町村との比較で、そんなめちゃくちゃな補助はできないなとは思うんですけども、どれぐらいの金額とか、泉大津市ぐらい、これ、江川議員が出してくれているんですけども、ここでは、とにかく、そういう補助が必要じゃないですか、よそやっていますよ、近くでもやっていますよということで説明していただいたと思うんですけども、何かご希望があれば教えてくださいか。

委員長（二見裕子君）辻 清孝さん、お願いします。

請願代表者（辻 清孝君）資料の2ページのほうに、大阪府4市1町、貝塚市が2万5,000円ですよ。今言った、泉大津市が5万円、岬町が5万円なんです。ただし、住民税非課税世帯やというふうなのがあります。

2ページの右下のところ、助成金額1万円というふうな自治体も3つあるんです。今言われた港区の13万7,000円というのは、これが一番多いんですが、随分幅があります。

制度ができて、助成自治体が、ここでは197になっている。この番号は199まであるんです。2つの自治体、埼玉県の朝霞市と愛知県の北名古屋市、ここは制度廃止しているんです。1回やったけれども、それは需要がなかったからというふうに言われているんですけど、非常に助成を受けたんですけど、手続に比べて助成する額が小さいというふうなことになる、そこまでやらなくてもええかなというふうな感じにもなると。全体が遅れているから、そうなっているというふうな思うんです。

港区は、厚生労働省の調査にも参加した担当課長がおって、やらなあかんと言うて、しかも財政的には豊かなところですから、そういうのもあって、こういう額になっていると思うんですけども、財政の問題は必ず出てくるとは思うんですけど、高齢者、特に難聴の人にとっての、今言われたように、周りコミュニケーションを取るとか、生活をやっていくというような基本的な問題やと思うんで、できれば多くしてほしいし、1回決めたから、それで終わりというんじゃない、今後、見直しの中で、その点を厚くしていくとかいうふうなこともありというふうな思うんです。使えない形のものをつくってしまうと、実際には申請する人なくて、制度が消えてしまうというふうなこともあり得るんで、できるだけ使いやすいような制度にしてほしいなど。

だから、額については、これだけ欲しいという、こんな言われへんというふうに思いますので、財政も含めて検討していただけたらとは思いますが、できるだけ、受ける人が、今後もいい制度やと。周りの人とも、あるよというふうに勧められるような、そういう形にいただけたらというふうに思います。

委員長（二見裕子君）ほかに質疑はありませんか。大林副委員長。

委員（大林隆昭君）請願の内容に反対するというものではないんですが、今定例会でも、同じ会派の坂上昌史議員が人工内耳についての質問をしました。人工内耳については、進めていただきたいという思いが私たちにはあります。

この請願を読ませていただいたときに、請願の趣旨のところ、真ん中ぐらいなんですが、保険適用外のために少ない収入で全額自己負担という表現があるんですが、この少ない収入という表現をしているということは、我々の認識としては、非課税世帯が対象でよろしいのかということと、あと、自分の調べた中なんですが、対象者のところに非課税世帯というのがない自治体が、ほぼないと。泉大津市もそうなんですが、対象者というところには書いていない自治体もあります。ただ、

補助内容というところに関して上限を設けているというところが多々ありますので、そのあたりの我々の認識として、非課税世帯が対象であるという認識でいいのかどうかだけ教えてください。
委員長（二見裕子君）大浦正義さん、お願いします。

請願代表者（大浦正義君）補聴器をつけるに当たっては、専門家の診断を受けなアカン、診断書をもらわなアカンという。それで、診断書をもらうのに5,000円かかるんです。それで、補聴器を買って、あと、しばらくは無料で調整してくれるはねんけれど、やっぱり行ったり来たりの交通費もばかにならんということもあります。

そういう点で言うと、今、厚生労働省の中でも連絡会議というのがあって、そこで保険の対象にしようかというテーマにもなっているんです。だから、5年先、10年先には介護保険になるんか、他の医療保険になるんかは知りませんが、介護予防の剰余金とか国民健康保険の剰余金、積立金、そこから出しているところが割とあるんです。

保険の適用になってきたら、3割負担か1割負担か2割負担かという話になってくるんですけど、その程度の1割負担出す、そこまで言うたら、ちょっと要求し過ぎかなという気もしますが、その辺は、年金生活者というのは、まとまったお金をいつでも好きなだけ出せるという状況ではなくて、10万円、15万円、20万円という年金の暮らしですから、そこから片耳で、私の場合20万円かかっているんですけど、20万円とかなり大きいんです。ただ、3万円なり5万円なりつけば、これは奨励されていることなんやから、やろうということで決断もつくんですけど、その点で、ある程度やる気になるような金額を補助していただきたいというふうに思っています。

それから、障がいのある方の人工内耳の問題も大変重要だと思います。その辺をこの間の議会質疑の中でも出ていましたけれど、今の熊取町では実施されている方は10例未満のようですね。ですから、それがもうちょっとちゃんと拡充すれば、もっと利用する方は増えると思います。

しかし、加齢性難聴の場合は、対象者は、熊取町の場合でも数百名の規模になると思うんです。ただ、補助ができるというふうになっても、すぐにやろうかという人は、一遍には数百名じゃなくて、数十名程度やと思うんです。ですから、予算規模としては、そんなに多くもないし、そのところは、ここから始めてもらったらいいのかなというふうに思います。

人工内耳という方法もあるようなんですけど、人工内耳、大人の場合は危険を伴うと。リスクがあるんです。ですから、大人の場合は、リスクと勘案しながら補聴器のほうがええんやという方のほうが多いんです。子どもの場合は、なかなか補聴器をつけるのが目立つから、ややこしいという問題もありますんで、ランニングコストのこともありますし、その点では、別の障がい者福祉の観点から、対策をぜひ取っていただけたらいいかなと思います。

障がいのある子を持つことだけでも経済的に大変やのに、難聴やとか、その他のいろんな問題で保護者が苦勞するというのは、できるだけ小さくするようにするのが、やっぱり地域住民の願いやと思います。

委員長（二見裕子君）ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で、請願者及び紹介議員への質疑を終わります。

ここで、請願者及び紹介議員には退席をお願いいたします。ご苦労さまでした。

（文野慎治君、坂上巳生男君、大浦正義君、辻 清孝君退席）

それでは、本請願の取扱いについて各委員のご意見を承ります。ご意見はありませんか。

（「なし」の声あり）

以上で意見を終わります。

それでは、本請願について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

それでは、請願第1号 加齢性難聴者の補聴器購入の公的助成等を求める請願書の件を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本請願を採択すべきものとするに賛成の方はご起立をお願いいたします。

(起立 6名)

起立全員であります。よって、請願第1号は採択すべきものと決定をいたしました。

なお、町職員の説明員が入室の間、しばらくの間休憩いたします。

(「10時32分」から「10時36分」まで休憩)

委員長(二見裕子君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日の委員会には、議会委員会条例第19条の規定により、町長ほか関係職員の出席を求めています。

発言される方は、挙手の上、着座で、マイクの赤いランプが点滅した後に発言していただきますようお願いいたします。

なお、ただいま空調機器の不具合により、議場内において暖房が効かない状態となっています。重ね着等、服装に工夫をするなど、各自寒さ対策を行っていただき、体調管理に十分気をつけるようお願いいたします。

また、本日の会議では、案件の終わられた方は会議の途中でも退席いただいても結構ですので、申し添えます。

それでは、付託審査事件について議事に入ります。

去る12月8日の本会議において、本委員会に付託を受けました議案6件の審査を行います。

議案については、提案理由並びに内容の説明は既に本会議の中で行われておりますので、省略いたします。

なお、補足説明があれば承ります。補足説明はありませんか。藤原町長。

町長(藤原敏司君) 補足説明ございませんので、よろしくお願いいたします。

委員長(二見裕子君) 補足説明なしと認めます。

以上で補足説明を終わります。

委員長(二見裕子君) 初めに、議案第87号 指定管理者の指定(熊取町立老人福祉センター)についての件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。江川委員。

委員(江川慶子君) この案件は、指定管理者の指定ということで、熊取町立老人福祉センターについて、現在、シルバー人材センターが行っているものを社会福祉協議会に指定管理するというので、期間は、令和6年4月1日から令和11年3月31日まで6年間という提案なんですけど、過去に一度、社会福祉協議会が老人福祉センターを管理した時期がございましたよね。そのときには、一定負担が社協に多くあるということで、シルバー人材センターに変わったという記憶があるんですけど、その後、何か変わったことがあったんでしょうか。

委員長(二見裕子君) 石川健康福祉部統括理事。

健康福祉部統括理事(石川節子君) 当時、指定管の募集をさせていただいた。そのときに、社会福祉協議会のほうは応募がなかったということで、シルバー人材センターのほうに応募があって、そちらのほうにお願いした経緯がございます。

今回、以前と違うところ、老人福祉センターの機能もございしますが、説明をずっとさせていただいていますように、地域共生社会の拠点となるということと、あとは、ふれあいセンターのほうで災害が起こったときのボランティアセンターが、集まる場所がふれあいセンターに今なっています。

そうすると、救護所とか福祉避難所とボランティアセンターが全部そこに集まるというのはということもありまして、そういう分散の意味と地域共生という意味も含めましてということですので、当時よりは、機能のところ、社協が担っていただくという本来の事業を、そこで中心となってやっていただくというところが、以前と違うというふうに思っております。

以上です。

委員長（二見裕子君）江川委員。

委員（江川慶子君）ちょっと分かりにくかったんですが、社協がふれあいセンターの中にある上で、前は、福祉センターを管理されていたという部分で施設が分かれていたのが、今回、社協を福祉センターに戻すことによって、その辺の負担が変わったのかなと思ったりしたんですけど、そうではないんですか。

委員長（二見裕子君）石川健康福祉部統括理事。

健康福祉部統括理事（石川節子君）社会福祉法人の社協のほうが、今回は自分のところが、それでやりたいということもございましたので、地域共生のところを重点的に、これからやっていきたいという気持ちのところ、社協の負担というよりは、やりたいというその形で応募いただけたというふうに思っております。

以上です。

委員長（二見裕子君）江川委員。

委員（江川慶子君）社協のほうがやりたいということで手を挙げたということで、今回は決まったということですね。

それでは、費用面では、今まで社会福祉協議会は補助金で運営されていましたが、この指定管理料というのは、どういう形に変わりますか。

委員長（二見裕子君）石川健康福祉部統括理事。

健康福祉部統括理事（石川節子君）この指定管理料は今までと変わらず、老人福祉センターの管理運営に係る部分については、こちらの今までどおりの形で予算化して、お支払いさせていただく予定になっております。

委員長（二見裕子君）江川委員。

委員（江川慶子君）分かりました。

では、老人福祉センターの中に、地域共生社会を目指すセンターとして社会福祉協議会も入るし、利用するような形になるということと、運営面では、補助金と指定管理料の中で運営されるということと理解してよろしいですか。

委員長（二見裕子君）石川健康福祉部統括理事。

健康福祉部統括理事（石川節子君）老人福祉センターの今までの貸し館であるとか、住民の皆さんの利用のところ、そこについて今回は委託するものです。それに、老人福祉センターの町が認めた使用の仕方として、地域共生社会の役割を社協が担って、その場所を使ってやっていただくという理解をしていただけたらというふうに思います。

委員長（二見裕子君）江川委員。

委員（江川慶子君）分かりました。ありがとうございます。

委員長（二見裕子君）ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第87号 指定管理者の指定（熊取町立老人福祉センター）についての件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第87号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長(二見裕子君)次に、議案第89号 町の区域の変更についての件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。それでは、議案第89号 町の区域の変更についての件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第89号は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

委員長(二見裕子君)次に、議案第91号 令和5年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。江川委員。

委員(江川慶子君)今回の国民健康保険事業特別会計の補正予算は、人件費関係と郵便関係というふうにお聞きしています。

10ページをみてください。

一般職の総括の表なんですけれども、職員数のところが1名減となっております。ここ、ご説明をお願いします。

委員長(二見裕子君)橋保険年金課長。

保険年金課長(橋 和彦君)正規職員が、特別会計上1名減ということでなっております。

こちらの保険年金課は、私、課長以下15名で業務を行っておりますが、補正予算でも計上しております。今、2名の育児休業職員が出ております。会計年度で補充はしておるんですけれども、なかなか業務分担の割合で超過勤務が多いグループであったりとかというのがありましたので、ちょうど10月異動のタイミングで、課の担当業務の配置替えを行った関係で、結果的に、特別会計で人件費を計上する職員が1人減りまして、ほかの係に充当したというところで、配置替えを行った関係もございます。そこで1名の減少となっております。

以上です。

委員長(二見裕子君)江川委員。

委員(江川慶子君)2名育休でお休みされた方が増えた上で、配置替えで1名減ったと、今の説明であれば大変になっているん違うかなと思ってしまったんですけれども、1人減での影響はございませんか。

委員長(二見裕子君)橋保険年金課長。

保険年金課長(橋 和彦君)国民健康保険上の人数のところでは、皆さん職員のほうで頑張っていております。ただ、ほかのグループでのかなりちょっと超勤がかさんでいた部分もありますので、そういったところで、課内でのちょっとバランスも含めまして調整した結果で、職員一同、確かに超過勤務はありますけれども、皆さん頑張って対応いただいている状況です。

以上です。

委員長(二見裕子君)よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。それでは、議案第91号 令和5年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第91号は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

委員長(二見裕子君)次に、議案第92号 令和5年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。それでは、議案第92号 令和5年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第92号は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

委員長(二見裕子君)次に、議案第93号 令和5年度熊取町介護保険特別会計補正予算(第3号)の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。それでは、議案第93号 令和5年度熊取町介護保険特別会計補正予算(第3号)の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第93号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長(二見裕子君)次に、議案第94号 令和5年度熊取町下水道事業会計補正予算(第1号)についての件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。江川委員。

委員(江川慶子君)ちょっとお伺いしたいんですけど、事業会計、ちょっと分かりにくいので教えてください。

特別損失、一般会計繰入金精算返納金5,148万4,000円について、もう少しご説明をお願いします。

委員長(二見裕子君)永橋都市整備部理事。

都市整備部理事(永橋広幸君)この返納金につきましては、令和4年度の決算額が確定しましたので、当初、一般会計から繰り入れてございますのは、当初予算どおりの繰入れを全てさせていただいておりますので、精算しますと、余剰分が基準外が出ましたので、基準外の分についてお返ししたという形になってございます。

委員長(二見裕子君)江川委員。

委員（江川慶子君）令和4年度の決算分で精算した分だということで、理解してよろしいですか。

委員長（二見裕子君）永橋都市整備部理事。

都市整備部理事（永橋広幸君）はい、そのとおりでございます。

委員長（二見裕子君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第94号 令和5年度熊取町下水道事業会計補正予算（第1号）についての件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第94号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長（二見裕子君）以上で、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

これで事業厚生常任委員会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

（「10時52分」閉会）

以上の委員会の次第は議会事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

事業厚生常任委員会委員長

二見裕子